令和７年度(繰越)

０７－ＫＡ９２－Ｙ3

広域河川改修事業　伐木業務委託

特記仕様書

令和８年１０月

秋田県秋田地域振興局建設部

１．共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和８年１０月１日以降適用)」に基づき実施しなければならない。

また､本仕様書に定めのない事項は必要に応じて監督職員と協議して定めるものとする。

２．共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第１章　　総則

第１条　業務計画書の提出

受注者は、業務着手前に秋田県土木工事共通仕様書で定める内容を記載した業務計画書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

第２条　一般施行

１．本業務は、一級河川　旭川及び新城川の伐木作業を行うものである。

２．作業実施前に発注区間の延長、施行幅を検測し、伐木面積を計算することとし、集計後は監督職員の確認を受けてから、施工に着手するものとする。

３．施工管理基準は次のとおりとする。

１）出来形管理

土木工事共通仕様書（出来形管理基準）の 1-2-3-2-1、1-2-3-3-1 を参照

２）写真管理

土木工事共通仕様書（写真管理基準）の 1-2-3-2、1-2-3-3 を参照

第３条　関係機関との協議等

関係住民や農業関係者、漁業関係者等に対し業務着手前に施工内容を説明のうえ、円滑な工事施工に努めるものとする。

令和７年度(繰越)

０７－ＫＡ９２－Ｙ３

広域河川改修事業　伐木業務委託

現場説明書

令和８年１０月

秋田県秋田地域振興局建設部

業務の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施行条件とします。なお、明示されない条件、明示事項が不明確な条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第１編　　共通編

第１章　　総則

第１条　参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、委託契約上拘束するものではないので留意してください。

第２章　　基準等

第２条　積算基準等

業務の積算は、以下の基準に基づき実施しています。

１．土木工事標準積算基準書［共通編］（令和８年１０月以降適用）秋田県
２．土木工事標準積算基準書［河川編］（令和８年１０月以降適用）秋田県
３．土木工事標準積算基準書［参考資料］（令和８年１０月以降適用）秋田県
４．建設機械等損料算定表（令和８年１０月以降適用）秋田県

第３条　その他

１．　本業務施工により発生する建設副産物は、次の場所に搬入するものとして積算しています。業務発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議します。

【旭川】
搬入資材：木くず
搬入場所：有限会社エムアールエスコーポレーション
運搬距離：L=12.6km

【新城川】
搬入資材：木くず
搬入場所：有限会社エムアールエスコーポレーション
運搬距離：L=21.6km

２．仮設工については、変更協議の対象とします

３．本業務は施工箇所が点在する業務として積算しています。

４．本業務における共通仮設費及び現場管理費の地域補正については、新城川工区は施工地域区分「補正無し」、新城川工区は「補正無し」としてそれぞれ積算しています。

５．本業務における、一般管理費については、業務箇所全体の業務原価に対して算出しています。なお、一般管理費算出時の、共通仮設費及び現場管理費率にかかる施工地域補正は旭川工区で設定した係数により算出しています。

６．業務箇所については、以下の緯度経度の座標位置とします。
旭川　　座標：(39.738578, 140.125611)
新城川　座標：(39.789643, 140.069031)